

農村協同組合の展開過程 (三)

篠 浦 光

ま え が き

一、産業組合法と日露戦争以前の農村協同組合

- (一) 産業組合法制定以前の協同組合
- (二) 産業組合法の制定
- (三) 日露戦争以前の協同組合

二、日露戦争後の農村協同組合

- (一) 歴史的環境と協同組合の概況
 - (二) 信用事業
 - (三) 購買事業
 - (四) 販売事業
 - (五) 要 約
- (以上一四卷三号)

三、反動恐慌後における農村協同組合の本格的展開

- (一) 歴史的環境
 - (二) 組合発展の一般的特徴
 - (三) 信用事業
 - (四) 購買事業
 - (五) 販売事業
 - (六) 要 約
- (以上一五卷二号)
(以下 本 号)

四、「協同組合論」について

——近藤教授説の批判を中心に——

(五) 販 売 事 業

販売組合の伸長状況をみるためにその販売総額と主要品目の販売額の推移を示す第七〇表をかかげる。

まず総額についてみると購買事業のばあいとややちがって、一貫した着実な伸びを示しているといっている。もちろん恐慌が底をついた昭和六年には四年の七割ていどに激減しているが、この年を除けば順調にのびていて昭和

第70表 販売事業の発達

(単位：千円、%)

	米	麦	雑穀	蔬菜 果実	薬 材 加工品	ま ゆ	生 糸	畜産物	織 物	林産品	水産品	総 額
大正 9年	16,019	2,807	459	3,308	2,053	5,573	44,485	1,187	34,215	2,157	2,507	126,912
12	25,420	1,927	975	4,691	3,567	13,402	77,596	2,379	19,917	2,753	2,939	170,155
昭和 1	48,171	2,804	1,299	5,436	1,383	29,771	85,095	3,324	21,275	3,306	3,233	221,296
3	60,553	3,371	2,208	7,627	1,782	46,686	76,778	7,832	21,843	3,529	4,041	254,555
6	66,008	2,514	1,991	6,869	1,003	24,655	43,917	6,720	9,482	3,003	3,083	181,140
8	94,312	11,537	3,072	9,061	1,730	42,178	48,838	10,514	11,655	3,966	6,664	261,399
10	155,394	31,455	5,602	14,839	4,195	40,522	46,413	16,191	13,203	8,742	13,154	376,746
大正 9	12.6	2.2	0.4	2.6	1.6	4.4	35.1	0.9	27.0	1.7	2.0	100.0
12	14.9	1.1	0.6	2.8	2.1	7.9	45.9	1.4	11.7	1.6	1.7	100.0
昭和 1	21.8	1.3	0.6	2.5	0.6	13.5	38.5	1.5	9.6	1.5	1.5	100.0
4	23.8	1.3	0.9	3.0	0.7	18.3	30.2	3.1	3.6	1.4	1.6	100.0
6	36.4	1.4	1.1	3.8	0.6	13.6	24.2	3.7	5.2	1.7	1.7	100.0
8	36.1	4.4	1.2	3.5	0.7	16.1	18.7	4.0	4.5	1.5	2.6	100.0
10	41.2	8.3	1.5	3.9	1.1	10.8	12.3	4.3	3.5	3.2	3.5	100.0

農村協同組合の展開過程

(三)

『産業組合要覧』より。

一〇年には大正九年のほぼ三倍に達した。
つぎに品目別にその推移をみていくと三つの注目すべき特徴をよみとることができる。

その第一は、大正九年には一割強のウエイトをしめるにすぎなかった米の販売額が、昭和一〇年にはほぼ一〇倍に増加して全体でしめるウエイトも四割をこえ、販売事業の中心となるにいたったという点である。これに麦を加えると総額の五割に達する。米麦という農民のもっとも主要な農産物の販売がこの時期によりやく販売事業の中心となることができたわけであり、販売組合はよりやく農民の組織としての内容を備えるにいたったのである。

第二の特徴は、これまで事業の中心であった生糸の地位が低下して全体の一二%でいどとなり、米にその地位をゆするに至ったという事実である。組合の生糸取扱は絶対額はほとんど変わらないのであるが米麦その他の増加が顕著であったため、相対的にその地位が低下していった。織物の地位の低下がさらに顕著であるのは織物の生産者である手

第 71 表 米販売における販売組合の地位

(単位：千円)

	米総販売額 (A)	販売組合 販売額 (B)	商人系統 販売額 (C)	B/A
大正 9年	974,435	16,019	958,416	1.6%
12	1,009,911	25,420	984,491	2.5
昭和 1	1,011,758	48,171	963,587	4.8
4	873,101	60,553	807,093	6.9
6	503,163	66,008	437,155	13.1
8	789,908	94,312	695,596	11.9
10	877,899	1,55,394	722,505	17.5

農村協同組合の展開過程
(三)

1. 『産業組合要覧』『農業年鑑』。
2. 米総販売額は『農業年鑑』の米生産額に、『米穀要覧』における大正14年から昭和4年までの5カ年平均推定米販売率をかけた。

工業者が恐慌の過程で整理されていたためであらう。

第三の特徴として、生糸の原料である繭の取扱が増加してほとんど生糸と肩を並べるに至ったことがあげられる。生糸の取扱が停滞している時期に、繭の取扱がこのようにのびていることにはいちおう注目しておく必要がある。

以上われわれはこの時期の販売事業について、米の急速なびと生糸の停滞からくる両者の地位の転換および繭取扱の増加という三つの顕著な特徴をみる事ができた。そこで、これらの三つの品目を取り上げてこのような販売事業の発展がいかなる条件の成立によって可能であったか、またかかる発展が何をいみするものであったかをみていくことにしよう。まずとくに問題となる米からみよう。

米の取扱がこの時期に販売事業の中心的地位をしめるにいたったことはすでにみたとおりであるが、それでは販売組合は米の流通組織全体の中でいかなる地位をしめるようになったであろうか。大体の目安をつけるいみで販売組合の米販売総額を推定米販売総額と比べてみると第七一表のとおりである。これで見ると組合は大正九年には総額のわずか二%弱を取扱っていたにすぎないが、以降は金額においても総額にしめる割合においても着々増加して昭和一〇年には総額の一八%弱を取扱うにいたった。ここでとくに注目されるのは、総額でしめる比率が昭和六年ころを画期として飛躍的に上昇しているという事実であ

る。すなわち総額にしめる比率は昭和四年までは三年間に二%の割合で上昇しているが昭和四年から六年にかけて六%、六年から八年にかけては金額では大きくのびながら比率では一%低下するが八年から一〇年にかけてふたたび六%ののびを示している。他方総額から販売組合の売却額をさしひいた額を産地米商人の集荷額であると仮定しておく、それは大正末から昭和初年にかけて減少と停滞の過程をつづけているが、それが決定的に減少したのは昭和六年であり、以後やや恢復をみせてはいるものの昭和四年ころまでの取扱額を大きく下廻っていることがわかる。もちろんこのような動きは総額の動きとほぼ一致して進行しているのであるが、昭和六年以降は総額の動きからかなり下廻っていることが注目されよう。

このような昭和六年を画期とする組合と商人の地位の交替は先にみた肥料購買事業の場合と軌を一にするものである。念のため米価の変動をみると先にみた第三〇表のとおりであって、肥料と同様にここでも昭和六年を画期として米価水準の急激な低下がみられる。したがってわれわれは昭和六年ころを画期とする米販売事業の発展と商人取扱の減少という現象の底に、肥料のばあいと類似した事情が存在していたことを予想することができるのである。

さらに立入ってみていくことにしよう。はじめにこの時期の米の流通機構の典型的なタイプをみておくところのようなものであった。まず米の生産地では多数の地方仲買人が分散した農民から米を集荷してそれを地方卸問屋ないし移出問屋に販売する。移出問屋は消費地廻米問屋に送り、消費地問屋は正米市場において仲次人を介して精米業者や小売商に販売する。さいごに精米業者や小売商がそれを精白して消費者に供給するのである。⁽¹⁾

このように生産者と消費者が分散していることは膨大な流通機構を必要とすることになり商人は農民からの買叩きによる収奪の外に価格変動を利用しての活動が可能であり米穀取引所のような投機的機関の活動も活発であった。

第72表 米穀商人数の推移

	新 潟	茨 城	富 山
大正10年	3,600	—	387
11	3,605	1,262	339
12	3,505	1,307	330
13	3,320	1,226	275
14	3,420	1,164	283
昭和 1	2,324	1,068	249
2	2,326	1,031	269
3	2,325	925	265
4	2,173	896	271
5	2,135	—	—
6	2,120	—	—
7	1,589	—	—
8	1,604	—	—
9	1,409	—	—

1. 新潟県については、農林省米穀局『新潟県及 熊本県ニ於ケル 米穀移出問屋並仲買人ニ関スル調査』
2. 茨城県と富山県については、谷口吉彦『商業組織の特殊研究』昭和6年刊、336頁。

ところが反動恐慌以後慢性的不況がつづき米価が次第に低下していく過程において、米の流通機構にも次第に変化が生じてくる。主として産地の段階についていえば、それは地方仲買人や移出問屋が手数料として獲得する利潤が次第に減少して経営の維持が困難となりかれらの間で整理と集中の過程が進行したという事実である。そのことは多くの資料からよみとることができる。(2)

ここではその端的な指標として米商人数の推移をみると第七二表のとおりである。この中で新潟の米商人が大正一四年から一五年にかけて一千人近くへっているのは調査方法の変更によるものと思われるが、一貫してその数が減少していることは明らかであり、とくに昭和六年から七年へ急激に減少しているのは農業恐慌の打撃がいかに大きかったかを物語っている。このような米穀商の減少は当然少数の米穀商の手に米の取扱が集中したことを物語る。第七三表によって新潟の大移出問屋二〇人についてその移出米取扱高の推移をみるとまず最高取扱高は大正一二年までやや減少しているが以後着実にのびており、とくに昭和七年に激増している。平均取扱高ののびはそれほど顕著でないが、それでも昭和七、八年にはかなり大きくのびている。米の取扱が次第に大移出問屋の手に集中していったことがわかるのである。同様の過程が仲買人の間でも進行していたことは容易に想像されるであらう。

第74表 専兼業別米穀仲買人数
(熊本県)

総数	1,013人
専業	143
兼業	870
農業者	292
商業者	256
精米・白米	164
小売業	
肥料商	117

前掲調査。

になるのである。もちろん地方仲買人の大半は肥料商、精米業を兼ねるものや農業を営むものであったし(第七四表)、かれらの経営の目的は利潤獲得よりもむしろ生計費獲得ないしその補充にあったと考えられるから、手数料の減少にもあるていどまで耐えることができたであろう。しかし全体の動きとしてみる時はかれらの大半はますます事業量を縮小せざるをえず、比較的大規模のものだけが移出問屋の下請という性格を強めながら手数料の低下を大量集荷でカバーすることによってその地位を保つことができたと考えられる。

以上要するにこの時期の米穀商は、仲買人と移出問屋とを問わず手数料収入

第73表 新潟県大移出問屋20人の
移出米受検高

(単位：石)

	最 高	最 低	平 均
大正10年	178,655	13,668	32,177
11	128,778	13,726	29,626
12	83,728	12,156	22,412
13	101,432	14,089	28,863
15	88,876	13,044	27,350
昭和 1	80,746	11,311	22,258
2	90,219	14,882	26,590
3	93,168	12,032	23,621
4	175,250	13,738	31,286
5	149,588	15,305	29,284
6	153,683	12,809	25,556
7	222,295	15,355	37,842
8	244,552	19,899	44,309
9	137,203	12,209	26,953

前掲調査。

このような米穀商間での集中の進行は移出問屋と地方仲買人の関係に質的变化をもたらすことになる。これまで自己の採算で米を買付けて問屋へ売却していた仲買人は、今や問屋に従属してその代理人として集荷を行なうことによってわずかの手数料を獲得するという地位に転落することになる。しかもしばしば移出問屋は流通経費の節約のためにその使用人に直接農家から集荷させるという方法をとったから仲買人はその面からも、次第に排除されていくこと

農村協同組合の展開過程

(三)

第75表 産業組合の事業別利益

(単位: %)

農村協同組合の展開過程 (三)			貸付金 子利	預金利息	購買利益	販売利益	利用料	農倉利益	計
	真島	昭和4年	51.0	22.6	14.1	1.4	9.4	1.5	100.0
		7	63.0	18.8	9.8	1.7	6.0	0.7	100.0
	笠田	4	39.9	32.8	8.8	4.2	7.3	1.8	100.0
		7	35.0	29.2	11.8	6.4	5.2	2.7	100.0
	小野	4	43.6	17.4	20.4	2.1	12.8	2.9	100.0
		7	54.7	12.8	15.0	1.4	12.5	2.2	100.0
	末吉	4	54.3	8.3	20.3	0.0	0.1	1.5	100.0
		7	58.8	2.1	13.4	0.1	2.4	1.6	100.0

1. 販売利益は『第二次四種兼営産業組合に関する調査』35, 122, 123, 271, 355, 356 頁より算出。

2. 真島の預金利息には、その他の収益もふくまれている。

の減少によってその経営の維持が困難となり、整理と集中が必然の過程として進行していたこと、そして農業恐慌がとくにそれを決定的にしたという事実をまず確認しておかねばならない。そしてその原因となった手数料の低下という事実がより深く商品経済にまぎ込まれることになったため農産物価格が次第に費用価格の水準に規制されるようになり、少なくとも中農以上層の農産物については商人の買叩きが困難となったことによるものであった。したがって米穀商の整理集中の過程もその取扱の減少も販売事業の発展とはいちおう別個の過程として進行していたと考えなければならぬのである。それではこのように専門の米穀商ですら経営が困難であった時期に販売組合はいかにしてその取扱量を増加させていくことができたのであろうか。ここでも基本的には肥料購買事業でみたのと同じ条件が存在していたことが指摘できる。

その第一は信用、購買事業、とくに前者と兼営されているため、ごく少額の手数料で経営を行なうことができたという点である。

第76表 農業倉庫事業の発達 (米)

	経営 主体数	うち 産業組合	寄託米数量 (千俵)			
			農民	地主	商人	計
大正 9 年	860	759	999	1,201	819	3,018
12	1,515	1,362	2,094	2,074	1,859	6,027
昭和 1	2,274	2,108	4,362	2,563	1,788	8,713
4	2,691	2,575	7,268	3,826	3,240	14,333
6	2,894	2,812	10,493	4,666	3,570	18,730
8	3,376	3,313	13,369	5,576	4,545	23,490
10	4,334	4,303	13,379	5,344	3,613	23,436

『産業組合要覧』より。

第七五表でみるように販売事業からえる収入は、購買事業からの収入と比べてもいちじるしく少ない。組合業務は事務的な面が多く、商人と比べると多額の経費を要する上に販売代金の回収が不可能となるばあいも生じたのであるから販売事業独自の採算がとれることはまずなかったであろう。このような採算のあわない販売事業を行なうことができたのは兼営事業からの収入によって経費をカバーすることができたからであるといえよう。反面ではまたこのような販売事業の伸長は、販売代金を貯金の形で信用事業が吸収することを可能ならしめたものであって、信用事業の発展をたすけるものでもあった。

その第二は販売事業の発展のために政府から多額の資金援助が与えられたという点である。第一の条件が組合が低い手数料で採算に合わなくても経営を行ないうるという消極的なものであったに對して政府の援助は大量集荷を可能にし、積極的に手数料収入を増加させる役割を果すことになったから、やや立入って考察することにしよう。

まず農業倉庫設立に対して援助が与えられた。この時期には、農業倉庫に保管されている米を組合が委託をうけ、入札によって販売するという形式が一般的であったから、販売事業を行なうには農業倉庫の所有がほとんど不可欠の条件であった。政府と地方庁は農業倉庫設立にあたって五割ないし七割の助成金を交付することになっていたが、さらにこれ

を米穀法による政府買上米の保管倉庫に指定した。このような政府の助成策によって設立される農業倉庫に対しては、当初は農銀や勸銀が、大正一四年からは中金が積極的に貸付を行っており、ほとんど補助金と借入金だけで設立されることが多かったようである。⁽⁴⁾このような農業倉庫は地主や商人の米麦・繭その他の寄託を認められていた（第七六表）から、その収支は良好であった。補助金や低利資金によって建設された農業倉庫が第七五表でみたように販売手数料に近い収益を生んでいるという点は注目しておかねばならない。

つぎに中金や信連が販売事業に対して積極的に米穀資金の供給を行なったことが注目される。もともと販売事業はその手続きが面倒であり、販売から入金までに日数を要するという欠点があり、そのため換金を急ぐ農民にとって利用できなかったものであり、その点はこの時期を通じて改善されないのであるが、中金は農業倉庫証券や政府買上米の米穀証券担保の融資を積極的に行なったから、農業倉庫を利用できる地主、商人、上層農民にとっては組合を利用することが促進されたであろう。中金によるこのような資金の貸付は販売組合の米売却額に対して昭和六年には六六％、八年には一三八％と買却額を上廻っており、恐慌から恢復に向った一〇年に減少して三〇％となった（第七〇、七七表参照）。このような中金による低利の貸付を軸として信連や信用組合も米穀資金を供給したのである。このような中金の貸付資金の中心はいうまでもなく政府資金であった。したがってこの時期に仲買人が自己の資金で買付を行なうことが次第に困難となっていたのに対して、組合は政府の低利資金によって米購入代金を調達することができたのであるから、この点でも組合は相対的に有利な地位におかれることになった。

このようにみると、米の流通担当者としての販売組合の商人に対する優位性は、先に第一の条件としてあげた信用事業の発達といい、米穀資金の供給といい、また農業倉庫の補助金といい、すべて政府低利資金の供給を軸

第 77 表 中金の米穀資金貸出状況（年度中）

（単位：千円）

	普 通 資 金					特 別 資 金			総 額	農 業 倉 庫		米 穀 証 券
	米穀証券 担保	農倉証 券担保	米穀 保管	農倉証 券担保	計	米作者 応急	米穀応 急対策	計		建設資金	買 取 額	
昭和 2 年	2,685	—	—	—	2,685	34	—	34	2,719	295	—	—
3	1,972	289	—	—	2,261	7,319	—	7,319	9,580	149	—	—
4	5,987	91	1,187	531	7,796	24	—	24	7,820	209	2,530	—
5	13,729	43	15,795	240	29,807	15	758	773	30,580	48	12,273	—
6	10,937	—	21,045	72	32,054	—	5,268	5,268	37,322	109	6,167	—
7	10,250	—	18,133	—	28,383	—	1,234	1,234	29,617	517	7,496	—
8	43,311	—	19,645	—	62,956	—	10,273	16,901	79,857	1,018	50,759	—
9	9,176	—	19,822	—	28,998	—	4,942	25,545	54,543	1,003	9,325	—
10	7,266	—	25,911	—	33,177	—	5,566	5,580	38,757	618	7,672	—

農村協同組合の展開過程
(三)

1. 『農林中央金庫史』 275, 314.
2. 普通資金とは自己資金および預金部普通地方資金、特別資金とは預金部特別地方資金による貸出。
3. 昭和 2, 3 年は年度末残高。
4. 昭和 8, 9, 10 年の特別資金計には米穀応急対策資金の外に粳貯蔵資金がふくまれている。

としていることが明らかとなったであろう。米穀商が手数料の減少によってその経営が困難となったこの時期に、組合は低利資金の積極的な導入によって低い手数料収入に耐えて経営をつづけることができたのである。すなわち販売組合は手数料の低下によって要請されていた流通過程の合理化という課題を、商人機構が整理と集中によって果さねばならなかったのに対して、政府資金の注入によって果すことができたものにほかならない。

さいごに販売組合の経営をより容易ならしめる経営外部の条件の成立に注目しなければならない。それは大正一〇年の米穀法制定、昭和六年の同法改正、八年の米穀統制法制定という一連の米価政策の展開によって米価の変動のはばが画定され、そのあるていどの安定がもたらされたという事実である。

価格の安定は販売事業の発展にとって最も重要な条件であることは、価格変動に対する対応の敏速さにおいて組合がとうてい商人と対抗できるものでないことを考え

第 78 表 全販連の政府米販売額と組合販売額の比較

(単位：千円)

	全 販 連 米販売額 (A)	う ち 政 府 米 (B)	販 組 米 販 売 額 (C)	B/A	B/C
昭和 6 年	26,087	18,175	66,008	69.7%	27.5%
7	38,129	14,051	67,441	36.9	20.8
8	115,768	77,321	94,312	66.8	82.0

1. 『産業組合要覧』, 前掲八木『農村産業組合の研究』158頁.
2. 政府米の販売額は, 全販連の米販売総額を政府米と当用米の販売数量の比に配分して推定した.
3. 昭和 8 年の全販連の米販売額が, 組合の販売額を超過しているのは, 組合の年度が 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日であるのに, 全販連の年度が 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日であるため組合の昭和 9 年度の販売額の一部まで取扱ったためであろう.

ただけで明らかであろう。そのため米のように投機の対象にすらなるような商品については、組合はこの時期を通じて委託販売という形をとらねばならなかった。そのかぎりでは価格変動による打撃を一応回避することができたのであるが、委託販売のように売買契約の成立後、ないし代金入手後農民に手渡すというのでは換金を急ぐ一般農民が利用できないのは当然である。そこで仮渡金を渡すという必要が生じるが、価格変動が激しいばあいはしばしば過払いとなる危険性がある。また農業倉庫証券に対する金融に

さいしても同じ問題が生じる。ところが政策的に一定の最低価格が保証されることになれば、その限度内なら前払いや貸付も行なえるわけである。そのいみで米穀法や米穀統制法の果たした役割は組合経営の外部的条件を整備するものであった。

しかも政府はたとえば昭和九年には年間商品化米の三分の一にものぼる買上げを行なっているが、そのさい販売組合や農業倉庫を優先的に取扱ったから、組合は一定の価格を予告した大口の買手をもつことになったのである。このような状況の下ではかりに中金融資がなくても組合が販売代金を立てかえるのは容易であり、農民が組合を利用するのも当然であろう。この時期の組合の販売額のうち政府買上米がどのていどをしめていたかを知る資料はないので、中金の米穀証券貸付および買上額を組合の米販売額とを

比べると昭和四年に一四・一％、六年二五・九％、八年には実に九九・七％、一〇年には下って九・六％をしめている。組合販売米のかんりの部分が政府買上米であつたことがわかる。

これと別に全販連の政府への売渡し額を推定してそれを販売組合の売却額と比較してみると第七八表のとおりである。これで見ると昭和六年に二七・五％、七年二〇・八％、八年には八二・〇％となる。販売組合の売却額の中には全販連を経由せず、直接、あるいは販連経由で政府に売渡した部分があるていどあつたと考えると、政府買上げが販売事業の発展の上で果たした役割はきわめて大きなものであつたといふことができよう。特に販連、全販連といった系統化の進行の基軸となつたものが政府買上米であつたことは明らかである。しかしこの時期の販売事業の発展原因を一義的に政府米の買上げにのみ求めるのは行きすぎであらう。それは昭和一〇年の一五五百万円にのぼる売上げのうち政府米買上げは一〇％程度であり、組合が大半を商人系統に販売せざるをえなかつたこと⁽⁶⁾からもわかるのであつて、基本的には先にみた二条件によつて組合が米販売機関としての地位を確立していたことを基礎として、政府米の販売も可能になつたものと考えられるのである。

以上みてきたことによつてこの時期の米販売事業の発展を可能ならしめたものが何であつたかはほぼ明らかである。組合は政府資金の注入によつて経営の内的条件を整備し、直接的には政府買上米の販売を担当することによつて商人系統の取扱が困難となつたこの時期にその事業を發展させていたのである。そのいみで三種の事業の中でもっとも政策的援助をうけることが大きかつたのであるが、それは米が農民のもっとも主要な販売物でありながら、組合による経営がもっとも困難であるという事情に対応するものにほかならない。

ここでもわれわれは、米販売事業の發展を可能にした条件が独占段階のものであることをしるることができるので

第 79 表 製糸業における組合製糸の地位

	全 国 製 糸 工 場			組 合 製 糸 工 場		
	工場 数	釜数 (〃)	生糸生産高 (〃)	工場数	釜数	生糸生産高
	千工場 (うち器 械製糸)	千釜	千貫	%	千釜 %	千貫 %
大正10年	240 (5)	593 (287)	—	418 (0.2)	34 (5.7)	—
12	204 (4)	540 (278)	6,756 (5,833)	400 (0.2)	36 (5.1)	—
昭和 2	83 (4)	426 (298)	9,880 (8,801)	410 (0.4)	32 (7.5)	637 (6.4)
4	69 (4)	438 (327)	11,292 (10,052)	445 (0.6)	37 (8.4)	752 (6.7)
7	60 (3)	365 (278)	11,468 (10,448)	483 (0.8)	50 (13.7)	1,153 (10.1)
10	46 (3)	298 (235)	11,662 (10,904)	339 (0.7)	42 (14.1)	938 (8.6)

(三)

『農林中央金庫史』 97, 279, 324, 405頁, および 『農業年鑑』.

ある。

つぎに生糸とまゆについてかんたんにみておくことにしよう。

前章でみたように生糸の販売事業は、組合製糸が生産した生糸をみずからの手で販売するという内容のものであった。そこで組合製糸が製糸業においていかなる地位をしめるものであったかをみると第七九表のとおりである。これで見ると組合製糸工場数は大正一〇年には四一八で総工場数の〇・二％であったのが昭和に入ってから増加して七年には四八三工場となり総数の〇・八％をしめるにいたった。昭和一〇年には激減しているが総工場数がへったためいぜん〇・七％をしめている。つぎに組合製糸の規模の指標となる釜数についてみると大正一〇年には総数の五・七％であったが次第にその比率を高め昭和一〇年には一四・一％をしめるにいたった。生産高は釜数ほどではないがそれでも昭和七年に一〇・一％、一〇年には八・六％をしめている。製糸業全体における組合製糸の比重の推移をみると工場数では四倍、釜数では三倍弱、生産高では二倍程度になっているのであって、組合製糸の地位はめざましく上昇してきていることがわかる。したがって組合の生糸の取扱額が停滞しているのはもっぱら輸出不振と恐慌の影響によって生糸の総生産額が減

少していることからくるものであり、販売事業での地位が低下したのも米麦その他の取扱がのびたことからくる相対的なものであって、生糸販売事業そのものとしてはむしろ発展した時期だったのである。

したがって生糸販売事業の停滞という問題は、むしろこのような製糸業における激烈な競争と整理集中の過程において組合製糸がその生産を増大させていくことができたのはなぜか、という問題におきかえられねばならない。

この点についてはすでに前章でもみたことであるから以下ではかんたんにふれるにとどめる。

この時期においても座繰による零細な製糸家が圧倒的多数をしめていた。第八〇表をみると大正九年の製糸工場数一九五千のうち九八・五%にあたる一九二千工場は一〇釜未満のものであり、一〇〇釜以上の工場はわずか〇・五%をしめるにすぎない。その後の推移をみると一〇釜以下の工場数は大正末から昭和初年にかけてまさに目を見はるばかりの勢で減少し、昭和一〇年には三九千工場となった。ほかに減少がめだつのは五〇釜未満の工場であるが、これはもともと数が少なかったし五〇釜以上の工場はさほど減少していないから、この時期の整理はもっぱら一〇釜未満の零細座繰工場であった。ところで第七九表で座繰工場の平均釜数をみると、この時期を通じて一釜強にすぎなかったことがわかる。これらは養蚕農家が副業として製糸を営なむものにすぎなかったことは

第80表 釜数別製糸工場数の推移

(単位：千工場)

	10釜未満	10～50	50～100	100～	計
大正 9	192	2.0	0.9	0.9	195
12	151	1.4	0.7	0.6	154
昭和 1	74	1.5	0.8	0.6	77
4	56	1.8	0.9	0.7	60
7	50	1.6	0.8	0.7	53
10	39	1.3	0.6	0.6	41

1. 『農林省統計表』。

2. この数字は第79表の数字と一致しない。調査方法の相異によるものであろう。

明らかである。かれらの製糸経営は利潤を目的とするものでももちろんなく、農閑期を利用することと、生糸に加工することによってまゆを買叩かれる危険をさけて、妥当なまゆ価を確保しようという消極的な防衛的いみのものにすぎなかったと考えられる。しかし座繰では規格を統一することが困難であり、コストも割高となるからまゆ価が低下したこの時期にあつては、まゆ価を実現することが精一杯という状況に追い込まれたであろう。したがってかかる農家は共同して組合製糸を設立するか、あるいはまゆを乾繭にして販売組合あるいは製糸家に共同販売することにより正當なまゆ価を実現するかの二者択一を迫られることになったであろう。第七五表でみたように組合製糸工場数が昭和二年から八年にかけて、七三増加しているのは前者の方向の現われであると考えられるのである。

しかし、整理が主に小規模のものの間で行なわれていたといっても、一方では生糸価格が下落し、他方では大営業製糸への集中が進行していたから、組合製糸の経営が以前よりずっと困難になったことは否定できないであろう。組合製糸はこの時期にいかにして経営を維持できたのであろうか。その第一の理由として組合製糸の規模が当時の器械製糸工場の平均を上廻っていたことを上げることができる。第七九表の数字から計算してみると、一応資本主義的経営が大半であると考えられる器械製糸の平均釜数が昭和一〇年に九〇釜であるのに対して、組合製糸は一〇四釜であつて、規模の上では必ずしも営業製糸とかけはなれたものではなかった。もちろん組合製糸は若干の例外を除けばせいぜい郡単位のものであつたから、郡是、片倉、鐘紡等の全国にわたつてまゆを集荷し、高度の技術で大量に加工することができる大資本とはコストの面で対抗することが困難なことはいうまでもない。しかし生産費の七割までが原料まゆの代金であるような生糸のばあい大量生産の有利性はかなり弱められざるをえない。組合製糸は大資本による集荷が行なわれにくく、まゆが買叩かれる地方に設立されることが多かったから、その地方の繭

第81表 中金の蚕糸資金貸付状況 (年度中)

(単位: 千円)

	まゆ	生 糸	養 蚕	糸価補償	養蚕応急	総 計
昭和 2年	1,000	482	—	—	21,549	23,031
3	802	190	—	—	14,071	15,063
4	24,187	1,395	10	—	4,905	30,497
5	19,421	1,451	141	1,500	16,798	39,311
6	25,965	7,586	162	—	17,428	51,149
7	22,002	8,756	286	—	20,741	51,917
8	31,315	5,889	104	—	29,633	67,119
9	18,090	5,861	200	—	33,065	62,389
10	16,962	2,376	—	—	19,667	40,589

1. 『農林中央金庫史』。

2. 昭和 2, 3, 4 年は年度末残高である。

このような中金の貸付をてことして信連や勧銀、た役割はこの数字以上の意義をもっていたのである。

しかも組合製糸はその新設、増設のさいの設備資金の面でも大半を中金や信連からの借入によってまかなうことができたようである。たとえば昭和九年に発足した愛媛県のある組合製糸のバランス・シートをみると土地、建物、

価よりは高く、しかも大資本の通常のまゆ購入価格よりは下廻る価格で購入することによってコスト高をカバーすることもあったと考えられる。また組合は利潤の獲得を一義的な目的とするものではないから、コスト高の部分が資本家経営の利潤部分をこえないかぎりには生産をつづけることも原則的には可能であった。

しかもこの時期には組合製糸に対して低利資金を核とする中金、信連の積極的な貸付が行なわれたことに注目しなければならない。第八一表でみるように中金は生糸およびまゆ資金として多額の貸付を行なっている。これらのうち生糸資金は生糸の保管資金として、まゆ資金は組合製糸と次にみるまゆ販売組合のまゆ購入および保管資金として主に貸付けられたものである。そこでこれを組合の生糸およびまゆの販売額と比べてみると昭和六年には両者計の三八%、八年には三四%に当たっている。第八二表でみるように

第 82 表 愛媛県東宇和組合製糸の設備・生産量・資本（昭和 9 年度末）

（単位：円）

土 地	10,984	払 出 資 金	37,000
建 物	43,503	借 入 金	122,682
機 械	32,420	中 金	50,000
生糸生産量	2,454貫	信 連	50,833
		勧 銀	14,177
		ほ か	7,672

1. 近藤康男，佐藤勝雄，御園喜博「組合製糸経営分析」152頁。
2. 機械内訳は，乾繭機 2 台，繰糸機 76 台，揚返機 80 台，煮繭機 1 台。

機械の六割近くが中金、信連、勧銀からの借入金でまかなわれていることがわかる（第八二表）。

以上のようにみてくると組合製糸は設備資金の面でも運転資金の面でも系統金融機関からの低利の借入金に期待することができたことがわかる。営業製糸であれば相対的に高い金利を負担する借入か、あるいは配当金の支払いが要求される増資という形で調達しなければならぬ資金を、組合製糸はこのような低利資金でまかなうことができたのであるから、そのことは組合製糸の競争力をかなり強化することになったであろう。極端にいえば資金は政府持ちで生産と販売だけ行なえばよかったのであるから、組合製糸の発展は政府の負担の上ではじめて可能となった

ものにほかならないといっているのである。

つぎにまゆ販売事業の発展についてみると、ここでも基本的には米のばあいと同様の事情があったと考えられる。そこでいくつかの特徴的な点を指摘するにとどめることにしよう。それにはこの時期のまゆの取引状況をみておくことが便利である。

まず注目されるのは昭和に入って特約取引が急速に発展したという事実である。特約取引とは製糸資本が養蚕農家に特約組合を組織させ、これに蚕種、蚕具、肥料、桑苗等の生産手段や資金を前貸し、また技術指導を行なうなどの援助を与えることによって、まゆを独占的に購入する契約を結ぶことである。これは直接にはより優良で品質

第83表 養蚕業における特約取引の発達

	特約組合数	給合員数	取引量	生産量に 対する比率
		千人	千貫	%
昭和1年	8,662	242	9,343	12.5
2	9,669	275	10,932	13.9
3	11,284	334	12,795	15.8
7	29,346	781	26,880	33.9
8	33,361	960	36,303	40.1
9	28,119	840	25,426	32.6
10	30,315	856	28,643	35.0
11	29,715	1,021	36,536	42.5

大内力『農業問題』 139頁

の統一されたまゆを大量に確保することをねらいとしている。しかし特約取引がとくに農業恐慌後になって急速にのびたという事実は、それが生糸価格の下落に対応するためにできるだけ安く原料まゆを入手することと迫られた製糸資本が、直接農氏と取引を行なうことによって中間経費を節約しようとしたものであったことを物語っている。特約取引の発展は第八三表でみる通りであって、昭和八年についてみると八四万人の農民が組織され、上まゆ生産数量の四割をしめる特約取引が行なわれている。このような特約取引が主として資力のゆたかな大製糸資本によって行なわれたことは明らかであり、かれらがその技術の高度さに加えて安価な原料まゆを確保するにいたったことはその経営の優位さをますます強化するものであった。

このような大製糸資本の動きに対抗するために、中小資本の側でも流通経費を節約して安いまゆを確保する方法が講じられなければならない。そのためかれらも資力のゆるす範囲で特約取引を行なうのであるが、それと並んで販売組合を積極的に利用するようになる。販売組合は以下でみるような形で中小製糸資本のために流通諸経費を節約させる役割を果たすのである。第一に製糸資本は販売組合を通して農氏の生産するまゆを原則として直接購入することができ、そのいみでは特約取引と同じ効果をもっているといえる。第二に販売組合は製糸資本の購入するまゆ代金を農氏に立替払いを行なう。しばしば組合は製糸家が生糸販売代金を入手するまで立替えるのであって、製

第84表 東宇和郡販売購買組合の収入、資産、借入金、出資金の推移

(単位：円)

	商 手	賣 数	買 料	乾 燥 料	保 管 料	立替金利子	その他共 計	年度末総使 用資産額	主 要 借 入 金	払込出資金
大正 12 年		1,355		3,918	157	468	6,114	56,607	借入金 1,500 補助金 20,972	18,959
昭和 2		5,639		14,790	755	6,330	28,890	171,110	103,510	27,180
4		4,191		8,572	760	6,538	21,608	176,458	97,565	30,446
6		3,228		7,788	901	3,077	15,568	143,702	70,636	26,981
8		3,067		7,305	1,152	8,559	21,197	263,384	157,394	36,327

農村協同組合の展開過程

(三)

1. 前掲『組合製糸経営分析』126, 7頁。
2. この組合は、昭和9年に東宇和組合製糸に改組された。
3. 主な借入先は愛媛県農工銀行、勸銀、県信連、中金、野村銀行である。

糸家からえる立替金利子は第八四表でみるように組合の一つの重要な収入源となる。さいごに多くの組合は乾繭装置と共同繭倉庫をもち、製糸資本に代ってまゆの乾燥と保管を行なうことによって、製糸家は出廻りに大量の買入を行なう必要から解放されることになり農民への支払なしに原料まゆを確保しうることになる。販売組合はこのような利点をもつことによって中小製糸資本のために特約取引に代って流通諸経費を節約することができるから、安価な原料まゆを確保しようとする中小製糸資本がこれを積極的に利用するにいたったことは当然であらう。

もちろん販売組合が独力でこのような事業をいとなむことができたわけではない。まゆ代金の支払いや乾繭保管のために中金を通じて低利資金が供給されたことは先にもみたとおりであるが、繭乾装置や繭倉庫設置にあたっては大正一四年の「共同繭倉庫及共同乾繭設置助成規則」によって昭和九年までに三四〇万円の助成金が与えられ、六六の繭倉庫と一六三の乾繭施設がなされている⁽⁹⁾。このような融資や助成金がいかに大きな役割を果たしたかは、大正一二年に設立された販売組合が農業倉庫設立補助金二〇、九七二円のほかに第八四表でみるように出資金の数倍にものぼる多額の借入をえていることから明らかであらう。このような

を節約するための特約取引を發展させたため中小資本も流通経費の節約を迫られることになるが、その要請にこたえうるものとして低利の借入金によって経営を行なうことのできる販売組合が發展したものとみることができよう。われわれはここでも組合の経営の支柱となったのが政府の低利資金にほかならないことをみるのである。

注 (1) 竹沢篤二『米穀販売の理論と実態』三四頁。

(2) 新潟県の移出問題について「十年乃至十五年前ニ於テハ移出米取扱ニ依ル利益ハ十屯一車ニ付約五十円即一俵ニ付キ三十銭ヲ普通トシタルニ最近ニ於テハ有利ニ買付ヲ行フコト殆ド不可能ニ陥リ十屯一車ノ取扱収益七・八円乃至十五円即一俵ニ付キ五銭乃至十銭前後ノ収益アルニ過ギザル状態ナリ、從ツテ小移出問題ハ取扱数量ノ減少ト利潤薄ノ二重ノ減収ニ殆ド大部分營業困難トナリ大移出商ニシテ取扱数量現狀維持ノモノモ薄利ノ為營業不振ニシテ例ヘバ取扱数量五万俵程度ノ移出問題ノ純収入ハ三千円乃至五千円ニ過ギズ營業容易ナラザルヲ察知スベシ。」又熊本県ノ移出問題について「産業組合ノ普及発達ハ……他府県ニ比スレバ十余年遅レタルモノト稱シ得ベク從ツテ本県ニ於ケル之ガ侵出ノ米穀取引上ニ及シタル影響ハ殆ド認メラズ依テ米穀問題ノ取扱数量ハ旧態ヲ維持シ得テ相當數ニ達スルモ近年中間口銭ノ遞減ヲ来シ又近年ノ米価ノ値巾ノ縮少ト相俟テ一般ニ營業不振ニ陥リ一、二大手筋ノ販賣シタルモノアルモ未ダ他地方ノ如ク販賣業ノ度激シカラズ旧態ヲ辛ジテ維持シツツアルモ漸次減少ノ傾向アリ」。

新潟県の仲買人について「移出問題ト同様ノ理由ニ依リ漸減ヲ免レズ尚最近収益減ノ埋合せニ移出問題ガ使用人ヲシテ直接買付ヲ行ハシムルモノ漸増ノ傾向ニ在ルヲ為專業者ハ漸次減少スルモノト思料セラル……十年乃至十五年前ニ於テハ他ノ委託ニ依リ仲買口銭ヲ目的トシテ取扱ノモノハ一俵ニ付十銭ノ収入アリタルモ其ノ後漸次低下シ現在ハ五銭ヲ普通トス」「往時ハ仲買人ハ生産者ノ市況ニ無関心ナルニ乗ジ二十銭甚ダ數キニ至リテハ俵當五十銭ヲ利シタルガ現在ニテハ中間口銭ハ五銭乃至十銭問題ハ五銭内ト見込マル……但シ米穀ノ仲買ニ於テモ肥料資金ノ前貸ヲシタルモノハ現今ニ於テモ俵當二〇銭以上ノ利益ヲ取メ得融資ノ利率ハ一割四分乃至一割八分ニ達スルモノノ如シ……尚仲買人ノ収益減少ハ大部分ノ仲買人ガ兼業セル肥料ニ付テ近年肥料問題ガ米穀取引ト同ジク口銭ノ遞減セル為中間口銭ヲ節約スル為仲間機關ヲ經由セズ直接生産者ニ引渡ス為メ仲買人ハ一層収益ノ減少ヲ来シタルモ見逃シ得ザル処ナリ」。

農村協同組合の展開過程 (三)

一七六

仲買人ノ諸経費口銭ノ見積高四五銭乃至五五銭

内訳 運賃十五銭、俵装料十三銭、欠辨見込九銭、検査料六銭、検査仲仕賃二銭、計四五銭、口銭五銭

以上の引用はいずれも農林省米穀局『新潟県及熊本県ニ於ケル米穀移出問屋並仲買人ニ関スル調査』(昭和十一年)。

(3) 注(2)をみよ。

(4) たとえばのちの第八二表をみよ。

(5) たとえば前掲『第二次四種兼営組合に関する調査』における五組合は昭和七年現在すべて委託販売を原則としており、わずかに一組合が取扱の三二%を買取販売している。二八頁、一一二頁、二〇一頁、二六五頁、三四一頁。

(6) 昭和一〇年には組合販売米の七割近くが全販連を経由して販売されているが、全販連の販売先をみると政府、軍部一二・五%、問屋、商業者、精米業者六八・二%、酒造業者、製粉会社等一三・八%、その他五・五%となつて商人系統へのものが七割近くをしめている(八木『農村産業組合の研究』一五〇頁)。全販連を経由せぬものの大半は仲買人、移出問屋、消費地問屋向けであつたと思われるから、組合の主要な売手はやはり商人系統であつた。米は分散した消費者を対象とするものであるから、組合は消費者との間には何らかの媒介機関を必要とせざるをえなかつたのである。

(7) 前掲八木『農村産業組合の研究』二七七、八頁

(8) 近藤康男ほか『組合製糸経営分析』。

(9) 『農林中央金庫史』。

(六) 要 約

さいごにこの時期の農村協同組合の発達について、協同組合は前期的流通機構を産業資本のために合理化する組織であるという近藤教授以来のシェーマを念頭におきながら要約しておくことにしよう。

第一に農村協同組合が組合数、組合員数といった形式的側面においても、その事業量、果たした役割といった実質的側面においても本格的な確立をみるのは、この時期のとりわけ大恐慌後のことであつて、わが国の資本主義が本

格的な独占段階に入つてのことに属する点にまず注目しなければならない。これまで見てきたように産業資本確立期といわれる明治三〇年代には、農村協同組合にはほとんど見るべきものがなく、独占資本の形成期とされる日露戦争後も組合の発展は組合数の増加という形式的側面でなされ、その事業量ののびは緩慢であつて、前期的流通機構を補充するていどのものであつた。したがつて日本における歴史的事実をみただけでは、協同組合が資本のために流通過程を合理化する機能を果すといつても、それが一般に産業資本のためであるということには問題がある。

第二に農村協同組合が次第に前期的機構に代替していったという事実、またそれが果たした役割が結局は資本のために流通過程を合理化することにはほかならなかつたという指摘はそのものとしては正しいにしても、そのことから直ちに協同組合は商人資本ないし商業資本を積極的に排除したものと結論するのは問題であらう。前期的高利貸資本や商人資本は、独占段階における慢性的恐慌の過程において、すでにかれら自身の間で後退ないし整理が必然とされていたのであつて、協同組合はいわばかれらの後退から生じた空白を埋める形で、あるいはそれを促進する形で発展したものであつた。そのいみで流通過程の合理化は協同組合の存在如何にかかわらず遂行されざるをえない必然性をもっていたのであり、協同組合はこの過程に消極的に対応することができたためにその経営を相対的に拡大することができたにすぎない。

第三に、協同組合が消極的にもせよこの整理集中の過程に対応することができたという事実から、協同組合が前期的資本ないし商業資本よりも合理的な金融あるいは流通の組織であると結論することには問題がある。なぜならこの時期には一方では独占の成立が外部条件の変化に適應する能力に乏しい組合経営にあるていどの安定性を与え、

他方では一連の協同組合育成策、とりわけ政府の低利資金の供給が前期的資本よりもいちじるしく有利な経営面での条件を協同組合に与えていたからである。

以上の点を各種事業についてやや具体的にのべれば次のとおりである。

信用事業

昭和に入ってから組合の貸付内容を見ると旧債借換資金、経済資金が全体の四割をしめ、生産的貸付は土地購入資金をふくめて二五・三〇%、これを除けば僅か一〇%程度となっている。もともとわが国のように小農生産が支配的であるばあい、消費金融の要求が強いのは当然であるが、生産資金の供給をうたって発足した信用組合の貸付においてこのように消費金融の比重が増大したことは農民のいちじるしい窮迫化を物語るものにはかならない。ところで消費金融は利子支払の根拠を欠く上に貸付の固定化を必然にするのであって、高利貸資本にとっても必ずしも有利といえず、かれらは次第に農民に対する貸付から後退してその資金を一般経済界に向けるようになる。そこでその空白をうめるために組合に対して政府の低利資金が大量に注入される。この低利資金の供給が農民の資金需要をあるていど満たすことによって、小農保護政策の重要な手段として役立ったことはいうまでもないが、それはまた信用組合の経営にとっても極めて大きな意義をもつものであった。この時期の信用組合の収支内容をみると、一般に貯金利子に見合う利子収入がえられるていどの貸付（資金総額の約半分）を行ない、その余裕金を預け金や証券投資の形で運用してそこから剰余を獲得するという形をとっている。ところで預け金や証券の利率は貯金の利子率より低かったから余裕金運用が一定限度をこすと収支はマイナスになる。そこで組合は危険性があっても一定限度まで貸付を行なわざるをえないが、そのような貸付を補充し、可能にしたのがこの低利資金だったのであった。したがって前近代的金融機関が後退せざるをえなかったこの時期に、信用組合がそれに代って農業

金融機関における地位を高めることができたのは低利資金の供給に負うところが大きなのであって、信用組合が前近代的金融機関を積極的に排除したものと理解することには問題があらう。

購買事業

大正九年から昭和一〇年にかけて肥料商の取扱額はほぼ半減したが、組合のそれは逆に倍増して全体の三〇四割を取扱うに至った。しかしこのような成果も組合が自己の力で獲得したとはいいたい。この時期には独占資本の生産物たる硫酸が大豆粕に代って販売肥料の王座につき、それに伴って前期的商人資本は単なる手数料取得者の地位に転落していく。市場問屋や地方問屋は前期的利潤の追求を目的とする商人資本の性格を弱めて商業利潤の獲得を目的とする商業資本の性格を強めていくが、地方の零細な小売商の多くは家計費をまかなうていどの収入をえることが問題となってきたと考えられる。ところが大恐慌による価格の暴落の過程で、かれらの多くはその存在の維持が困難になってくる。とくに小売商の多くは手数料の低下、取扱額の減少、売掛けの固定化等によって投下資本の回収はもちろん、家計費をまかなうていどの収入をえることすら困難となったと考えられ、かれらの間での整理集中は必然となったのである。このような恐慌の時期においては、工業であれば自からの資本価値を破壊し、より高い生産技術を採用しうる資金を利用できる企業が生きのびて集積集中を進めていくのであるが、商業においては投下資本の減価にたえ、運輸や保管技術等の改善によって資本の回転率を高めより低い手数料率でより大量の集荷を実現しうる資力をもつものがその経営を拡張していくことになる。ところでこの時期に購買組合は一方で中金を経由する低利資金の供給によって肥料仕入資金を獲得することができ、その仕入れた肥料に対しては同じく低利資金を軸とする信用組合の農民への肥料金融によって農民の有効需要を期待することができたのであり、他方で信用事業との兼営や政府による人件費の補助等によって人件費を賄うに足る収入がえられなくても

経営を維持できる条件を与えられるのである。要するにこの時期の組合は商業資本の前貸資本にあたるもののかのり部分を政府に期待することができたわけである。以上の点は主として単位組合についてみてきたが、これらの事実は上部組織についてもあてはまるものである。とくに上部組織の経営にとって必須の条件である価格の安定は、肥料独占の成立によって同じこの時期にもたらされたのであって、これらの事情によって系統機関全体の整備も可能となったのである。こうみえてくると組合系統は商人系統よりも合理的な組織であり、そのため商人系統を排除することができたということは問題であって、ここでも政府の援助を評価しなければならないであろう。

販売事業

米販売事業が仲たのも大恐慌後であり、逆に商人系統の販売はこの時期にかなり減少した。このことは販売事業の場合にも購買事業と類似した事情が存在していたことを予想させるものである。事実この時期には一方で消費者への販売価格の低下、他方では商品経済の浸透によって農民の労働力の価値の評価が行なわれ、農産物の価格が次第に価値法則の規制をうけて費用価格の線で決定される傾向が強まったため、米商人の利潤が減少して問屋、仲買人の段階で整理集中の過程が進行している。これに対して組合は一方では農業倉庫設立の援助、米穀金融のための低利資金の供給、政府買上米の販売組合優先という政府援助があり、他方では信用・購買事業との兼営という条件があったため、販売事業からはきわめてわずかの収入しかなかったにもかかわらず経営を維持することができた。(このばあい収入面では信用事業との兼営の意義が大きい、半面購買事業との兼営は商人の肥料貸——米買取りという形への農民の米販売面での制約を解放するという意義をもっている)。しかも一連の米価維持政策によって米の最低価格が保証されたことは信用事業による米穀金融を容易なものにし、かつ価格変動への適応力の弱い組合の経営をより安全なものにしたといえよう。

このようにみてくると各種事業とも積極的に商人系統を排除して発展したものといいたうことは明らかであり、組合が商人系統——商業資本としての——より合理的な組織であるといふ切することは必ずしも妥当とはいえないであらう。もちろん、組合は政府の援助によってではあれ従来よりも低い手数料率で経営をいとなんだのであるから、資本のために流通過程を合理化する役割を果たしたことは事実である。しかしこの時期の組合は多数の弱小商人が存在し、しかもその整理が迫られていた時期に、政府の保護によってかれらより強い競争力をもつことができたために発展したものであるという点には十分注意しておかねばならない。

四、「協同組合理論」について——近藤教授説の批判を中心に——

本稿はわが国の農村協同組合がいかなる条件の下で発達し、それがいかなる機能を果すものであったかを産業組合法制定以前から昭和一〇年ころまでにわたって歴史的にあとづけてみようとしたものであった。ところでこのような歴史的過程の分析が示したところは、第二、第三節の「要約」の項で指摘したように従来の農村協同組合に関する諸見解とかなり根本的に異なるものであった。そこでわれわれは従来の諸見解には基本的に難点が存在すると考えるのであるが、その難点は主として方法論上の誤りに基づくものと思われる。そこで本稿を終えるにあたって、農村協同組合に関するいくつかの見解をとり上げて、批判ないし疑問を提出することにした。

農村協同組合については古くからさまざまな議論が行なわれてきたが、それらはごく大まかにいって二つのタイプに分れるといえる。その一つはいわゆる協同組合主義の立場に立つものであり、この立場に立つ人々は協同組合を発展させることによって資本主義でも社会主義でもない協同組合主義社会を作り上げることができると考える。

一方これに対してマルクス経済学の立場に立つ人々は協同組合主義の批判から出発して、協同組合が資本のために流通過程を合理化する組織にほかならないことを指摘し、それが資本主義によって利用され、従属させられている点を強調する。この議論はさらに資本に従属する面を強調して階級闘争における役割を否定的にみるものと、資本への従属面を認めながらも階級闘争の一環となりうるものに分つことができた。(1)

ところでこれから二つの議論のうち協同組合主義とよばれる見解は歴史的にも理論的にも成立しがたいことがほぼ確認されている。そこでわれわれがここで問題とするのは後者の議論であるが、これは承認的には協同組合主義に対する批判として展開されたために、協同組合主義を批判することには成功したが、半面において抽象的な議論を展開する協同組合主義に引きづられてみずからの議論をも抽象的・原理的に展開する誤りをおかすことになった。そのため協同組合主義の非歴史的立場を批判し、協同組合の歴史的品格をと きながら、みずからも協同組合の機能を原理的、一義的に主張する欠陥をまねいたのである。そこでこの立場の人々の議論を検討するにあたっては、まず協同組合主義の見解の特徴を見ておかねばならない。

協同組合が資本主義制度にとって替るといふこの見解の誤りについてはここでも繰り返す必要はないであろう。ここで注目したいのはその方法論上の特徴であって、それについて次の点だけは指摘しておかねばならない。すなわち協同組合主義の立場に立つ人々は抽象的な定義ないし組織論から直ちに機能論を導き出しており、協同組合が一個の経済組織として成立しうるための諸条件が全く問題にされていないという点である。たとえば協同組合主義の立場から協同組合論をもっとも理論的に展開された東畑教授の著作『協同組合と農業問題』では、協同組合の本質(定義)、組織、機能という構成がとられており、定義ないし組織の特徴からただちにその機能が導き出されている

のである。教授はまず協同組合を「特定人格の継続的な結合体であつて、其の職能とするところは広き意味に於ける經濟財並びに設備の直接の利用を組合員に齎らすものである」と定義される。⁽²⁾このような協同組合の普及は生産流通における不定部分を縮小させるのであつて、あらゆる經濟的取引關係はいわば特定顧客的となつてくる。このような状態においては企業の危險に歸属する利潤形態に應ずべき剰余價值の出でくる源泉はほとんど考えることができず、組合が利潤を目的とすると否とにかかわらずそもそも利潤が発生することが不可能となる状態に近づくといわれるのである。⁽³⁾利潤についての教授の見解はここでふれないとしても、このような教授の議論の展開のうちに、協同組合の組織の特徴を考察することから直ちに機能が歸納されるという方法は明白に示されている。ここでは協同組合が成立あるいは展開しうるための条件が何ら吟味されていないのであつて、このような方法によれば協同組合は一般に商品經濟が存在すればどの時期にでも成立しうるものになつてしまふであらう。⁽⁴⁾

この協同組合主義をはじめて批判したのが近藤教授の『協同組合原論』であつた。この書物は産業組合運動はなやかなりしところに早くもその限界を指摘し、協同組合の機能が資本の流通過程の合理化を果すにすぎないことを証明したものであつて、協同組合主義の幻想を打破るとともに、以降の協同組合に関する議論の方向を決定した画期的な労作であつた。これ以後に出された議論のほとんどは教授による協同組合の規定を繼承し、それをさらに精緻なものにする形で發展させたものであつたが、そのことは同時に教授の見解がもっている方法的な難点をも繼承することになつたのであるから、ここでその点を検討しなければならない。

先にものべたように教授の協同組合に関する規定は協同組合主義に対する批判として展開されたものであつた。ところで協同組合主義の方法上の特徴は抽象的な次元で本質論から機能論が演繹されるという点であつたから、そ

れを直接批判するというばあい、どうしても抽象的な次元でみずからの組織論ないし機能論を展開することによって相手のそれを批判するという形をとらざるをえない。この点をやや具体的にのべれば次のとおりである。

教授の協同組合主義批判の中心論点は後者の利潤論の誤りを指摘することにおかれている。

ところで利潤論そのものは抽象的次元で論ぜらるべき性質のものである。したがって東畑教授の、利潤は資本家の企業家的活動の結果として生ずるものであり、協同組合の普及によって経済的取引が特定顧客的なものになれば消滅するという規定にたいして、近藤教授が利潤は資本の生産過程における不払労働から生ずるものであって、それは経済取引が特定顧客的なれば消滅する性質のものではなく、生産手段の私的所有が廃止されなにかぎり消滅しないと批判されたのもそのかぎりでは正当であったといえる。協同組合主義に対する批判という点だけにかぎれば、このような抽象的な次元における利潤論の批判であっても十分だったのである。

問題はその先にある。協同組合主義を否定された近藤教授は次にみずからの機能論を展開されねばならない。教授はここでも議論を抽象的に展開される。教授は純粹の資本主義社会を想定され、そこでは小生産者が存在しないことから協同組合の典型としての労働者消費組合をとり上げられて、その協同組合の分野は流通過程にかぎられるとされる。ところで資本主義社会において流通過程を担当するものは商業資本であるが、それは剰余価値の配分に参加するものである。ところが協同組合は利潤追求を目的とするものでないから、それが流通過程を担当することになれば商業資本に分配する剰余価値を産業資本の手に留保することができる。したがって協同組合は産業資本のために流通過程を合理化する組織にほかならないといわれるのである。

しかしこの議論には基本的な問題がある。第一に純粹な資本主義社会における経済法則を研究する学問の分野は

經濟原論であるが、ここでは社会の物質的再生産過程は資本によって行なわれると考えねばならないのであって、このような社会で消費組合を想定することは筋が通らないであらう。しかも労働者の賃金は、労働力の再生産費と考えられるから、厳密にいえばそのような賃銀から商業資本に代替するほどの出資金を負担することも、不可能とすべきなのである。

第二に教授の議論では協同組合の活動分野を流通過程にかぎることを自明のこととされているが、この点も問題である。ここで教授は、産業資本は多額の資本を必要とするが、商業資本はより少量の資本でよい。協同組合の集めうる出資金には制限があるから、それは産業資本の機能を代替することはできないが商業資本ならばできると考えていられるようである。もともと經濟原論ではこのような資本の額については論じられていないが、資本間の自由な移動を前提としたうえで平均利潤率を説明するのであって、そのいみで資本は産業資本にも商業資本にもなりうるものとして理解されている。したがって教授におけるような抽象的な理論の次元で協同組合の機能を流通過程にのみかぎることには問題があらう。このような批判に対して、教授が念頭におかれているのは經濟原論の対象となる、価値法則が純粹な形で作用する資本主義社会ではなくてそれに近似的な様相を示した産業資本段階であるといわれるかもしれない。しかし産業資本段階を念頭においたとしても必ずしも産業資本の資本が商業資本のそれを上回るとい切るわけにはいかないであらう。

第三に教授は協同組合が商業資本よりも少ない費用で流通過程を担当する、より合理的な組織であると考えていられるがこの点も問題である。

この点についてはさしあたり次の二点が問題であらう。第一点は、商業資本がみずからの蓄積や銀行信用によっ

て入手する投下資本を、協同組合は原則としてその組合員の零細な出資金でまかなわねばならぬという点である。もちろん実際には協同組合も信用によって「前貸資本」をまかなうこともいおう可能であろう。しかしそのばあいにも協同組合が一定の地域に限定される組合員の人的結合であって、その組合員の所得も零細であることから出資金の額も小さく制限される可能性をもっているという点、および協同組合が利潤追求を目的とする組織でないという点は、協同組合が銀行信用を獲得することをいちじるしく困難にするであらう。

もともと商業資本は産業資本に代ってその生産物の販売を担当することによって、産業資本自身が販売するばあいに必要となる生産のための追加的貨幣資本や、販売のための設備、労力等を節約して産業資本の利潤率をたかめるといふ点に存在の根拠を与えられるものである。したがって商業資本にとっては単に販売のための設備や労力を支弁するだけでなく産業資本の商品を買取るだけの前貸資本が必要となるのであるが、組合員の出資金や信用にそれを期待するのはきわめて困難であり、まずこの点から組合の活動は制約を受けざるをえないであらう。わが国の協同組合の発展のために、国家の低利資金が運転資金として大量に注入されなければならなかったのもこのためなのである。

第二点もこれと関連する。教授は協同組合が利潤追求を目的とするものではないということから直ちにそれが商業資本より合理的で、競争力の強い組織であると一般に結論されているようである。しかし果してそうだろうか。資本主義社会の再生産過程は利潤の蓄積による拡大再生産の過程にほかならないが、この点は商業資本についても同様である。組合が利潤を要求せず、あるいはそれを配当の形で直ちに組合員に還元するとすれば組合は単純再生産しかできず、それだけ競争力は弱まるであらう。もともと生産物の販売過程は商人的な活動の余地を多分に残すも

のであって、商業資本は蓄積による取扱額の増大、回転期間の短縮等によって単位当りの利潤を低めながらその利潤率の上昇をはかることができる。これに対して組合は資金量に制約があり、しかも原則的に利潤による蓄積が不可能である上に、商人的活動に対抗する能力に乏しいのであるから、商業資本よりも強い競争力をもつとか、あるいはより合理的な組織であるとか簡単にいい切るわけにはいかないのではなからうか。その優劣はより具体的な条件如何にかかっているというべきなのである。

以上のようにみてくると協同組合について抽象的に議論すること自体が問題であることはほぼ明らかであろう。協同組合主義の誤りは利潤論にあったから近藤教授がそれを批判されるばあいには抽象的規定を問題とされたのは当然としても、協同組合そのものを議論するばあいはより具体的な条件を入れて考えられねばならなかったのである。そのことはわれわれが問題としている小農の協同組合を考えるばあいにとりわけ重要である。農村協同組合が一九世紀末ドイツに起り、日本でも本格的独占の成立した大正末以降にのびたという歴史的事実がすでにそれを証明しているといえよう。

したがってわれわれが農村協同組合を論じようとするばあい、その抽象的規定を与えることから出発すべきでないであって、むしろそれが一定の歴史的段階に発生したことをまず確認し、その成立を可能にしたものがいかなる歴史的条件の成熟であったかを追求することによって、はじめてその果たした歴史的役割を明らかにすることができるのである。

すでに本稿でみたようにわが国で農村協同組合が本格的展開をとげるのは独占段階に入っていることであり、これはドイツでも共通であった。それでは独占段階に入っていかなる条件が成立したことが協同組合の展開を可能にし

たのであろうか。それは構成員たる農民の側の条件と、農業をとりまく外部の条件の二つに分けることができる。それぞれをかりに主体的条件、客観的条件とよぶことにしよう。^(?)

まず主体的条件として、小農がその内部に富農、貧農といった対立をはらみながらも、全体としてみれば小農範疇として固定するという事情をあげることができる。

一般に資本主義の発達は重商主義、自由主義、帝国主義という異なった段階を経過しつつ行なわれていくが、そうした資本主義の歴史的展開に応じて小農は次のような変容をとげる。重商主義段階においては、それがもともと資本の原始的蓄積をおしすすめる段階であるという歴史的 성격から、農民、手工業者などの小生産者は一義的に分解されて資本家と賃労働者に転化する傾向をもつ。こうした段階に協同組合的なものが現われたとしても、それはせいぜい没落していく旧来の社会層の利害を擁護しようとするギルド的色彩の強いものであって、一般にここで考えるような協同組合が問題とならないことは明らかである。

つぎに自由主義段階であるが、このばあいイギリスのように典型的な資本主義が成立した先進国と、ドイツのようにおいて発達した後進国ではやや事情が異なる。イギリスでは農民層の分解がほぼ完全に行なわれたのであるから、小農の協同組合が問題とならないのは当然であろう。ドイツにおいては農民層の分解はイギリスほど徹底的に行なわれず、したがって多数の小農を存在させざるをえないのであるが、この段階にはイギリスや国内の資本主義の発達に応じて農産物市場は拡大し、農業外部へのエンプロイメントも増加しつつあったから、農民はかなり順調な分解をとげる傾向がみられた。このように資本家と賃労働者という異質なものの分解の方向を現実にもつてい

る小農について、その経済的結合を考えることは不可能であらう。

これに対して独占段階に入ると事情はかなり異なってくる。ここでは常に慢性的過剰人口が存在し、資本の過剰が生じる。一方では資本主義が旧来の社会を分解させる力が弱くなり、他方では小生産者の没落を防いでこれを資本主義体制の中に維持しておくことが独占資本にとって有利になってくるため、小農が小農として維持されるようになる。もちろん一口に小農といってもその内部には常に分解過程が進行しており、富農、貧農といった階層の分化はみられるのであるが、一方では富農が経営を拡大して資本主義経営に転化する途がとざされており、他方エンプロイメントの狭さは貧農から脱農の可能性をはばむのであって、いずれも小農あるいは過小農として農村に固定化されるようになるのである。このようにいちおう全体としてみれば小農という等質的な存在として固定化されることが、協同組合成立の農民の側での条件となるのである。⁽⁸⁾

次に外部的条件であるが、この点については本稿で一貫して追求してきたから、簡単にふれるにとどめよう。ここではとくに購販事業を念頭におけばその第一は独占の成立による価格の安定である。⁽⁹⁾ 協同組合はとうてい商人のように機敏に売買活動をなさない本質をもっている。ところが商人資本ないし商業資本は価格変動の過程においても敏速にそれに対応することによって利潤を獲得することができるし、また投機的活動を行なうことによって利潤を獲得する。したがって自由主義的な市場を前提とすれば協同組合は商人系統と対抗する能力はとうていもないのであり、商人系統の一環としてせいぜい小売商に代替するていどしかできないであろう。したがって肥料購買事業であれば肥料独占の成立によって、米販売事業であれば政府による価格統制によって、それぞれの価格の安定がもたらされるばあいにはじめて本格的な展開の条件を与えられるのである。

第二は国家による協同組合への資金援助である。これは二つに分けて考えることができよう。その一は組合が商

品を仕入れるための運転資金の援助であつて、これは低利資金の組合への貸付として現われる。組合が仕入れに際して信用をうけることが困難であるのは先にみたとおりであるが、他方組合の出資金は小額であつたからそれを運転資金に利用することはほとんど不可能である。したがつて購買事業であれば日用雜貨品ならともかく肥料を適当な時期に仕入れておくことや、販売事業であれば米その他を收穫時に買入れることなどはとうてい不可能であり、結果的には売買の成立する時点においてその仲介をするていどがせいじつばいである。協同組合の現実の過程がさうであつた。組合は國家資金の貸付によつてはじめて商業資本と資金面で對等の条件を与えられることになつたのである。

その二は人件費や農業倉庫等のいわゆる固定的経費に對する補助金である。これらも商業資本にとっては投下資本の一部をなすものであつて、利潤の分配を要求する点で運転資金に投ぜられる資本部分と異なるものではないが、いちおう収入の如何にかかわらず支出されざるをえない固定的経費という面で異なっている。そのためこれらに對しては國家資金の貸付という形でなく補助金として与えられたものであるう。これらが組合の経営を商人系統よりいちじるしく有利なものにしたことはみやすい事實である。

第三に中小商人資本ないし商業資本の没落と整理集中過程の進行という条件を考えねばならない。産業資本および後進国のばあいはいしはば独占資本すらその生産物の販売を旧來の商人資本にゆだねるのであつて、もちろん後者は次第に商業資本に転化するといへ、市場の拡大が順調な時期には零細な中小商人資本をふくむ膨大かつ非合理的な流通機構が存在するばあが多い。この点はとりわけわが國のような後進國において顯著であるが、イギリスなどにおいても海外貿易の存在は多かれ少なかれ商人の前期的活動の余地を残すものであつたと考えられる。とこ

るが独占段階における慢性的恐慌は次第に中小商人資本の利潤を減少させて前貸資本の回収をも不可能にしているであつて、かれらは経営を維持することが急速に困難になつてくる。

したがつてこの時期に商人系統の取扱額が減少するのは多くの中小商人資本がその経営を縮小せざるをえなかつたことのあらわれであつて、協同組合が積極的にそれを排除したというわけにはいかないのである。手数料率の低下による流通過程の合理化も独占と慢性恐慌のもたらしたものであり、組合は政府の援助によつてその過程に消極的ながら対応することができたものにほかならない。ところが流通過程の合理化が商人資本の後退と農村協同組合の展開という形をとつて進行した結果、協同組合が流通過程を合理化したために商人資本が排除されるにいたつたと一般に理解されることになつたのであらう。近藤教授の協同組合についての抽象的規定が何ら疑問を抱かれることとなしに受入れられたのも、このような現実の過程が一見教授の理論を裏づけるもののように現に進行していたからにほかならないと思われる。

以上のようにみてくると協同組合を抽象的に「協同組合原論」という形で議論することが方法論的に誤まりであり、それはすぐれて歴史的性質をもつものとしてみななければならぬことは明らかであらう。協同組合は流通過程合理化の組織であるという抽象的規定から出発される人々が、現実の過程を分析する場合におかすことになるさまざまな難点について論ずることは、他の機会にゆづりたいが、さしあたり以上の分析だけによつても現在の協同組合の問題点が単に組合の民主化や、ロットデール主義に帰ることによつて解決されるものでないことは明らかであらう。系統組織の利用状況が必ずしも良好といえないのも、組合員が組合と商人をはかりにかけてみるといわれるのも、単なる組合意識の欠除によるというよりは協同組合のもつ経営体としての難点の現われとみるべきであり、

いわゆる「協同組合資本の完全化傾向」⁽¹⁰⁾は、資本主義体制下における協同組合がこの難点をカバーするためにとらざるをえないいわば必要とみるべきではなからうか。

以上われわれは協同組合の否定的側面を強調しすぎてきたかもしれない。もちろんわれわれは協同組合が国家の保護をうけ、その統制機関化する形をとりながらとはいえ、農民により低利な金融の途をひらき、より安く肥料を供給することによって農民経済に利益を与えてきた点を評価しないわけではないし、その将来をいたずらに悲観視するものでもない。にもかかわらずその否定的側面を強調したのはこの点の反省が現在の農協理論にとって何よりも必要であると考えたからにほかならない。

注(一) 前者の立場に立つものとして一般に近藤教授の戦前の著作である『協同組合原論』があげられているようである。すなわち教授は協同組合の機能が資本のために流通過程の合理化を行なうにすぎないときながら、それがより合理的な流通組織である点を評価される結果協同組合が階級闘争に従属せざるをえないという点を見過しているというのである。このような批判は後者の立場に立つ井上教授によってなされ、近藤教授も戦後の『続貧しさからの解放』においてこの批判をうけ入れられている。この批判が正しいものであるか否かはなお問題の存するところであろう。後者の立場に立つものとして井上教授の『日本協同組合論』のほかにそれぞれニュアンスのちがいはあるが美土路教授の『農協の理論と現実』(『農業協同組合』、一九五六年四月九月号連載)、伊東教授の『現代日本協同組合論』があげられる。これらの人々の見解はここでとり上げなかったが、いずれも近藤教授の見解を基本的には継承しているものといつていい。

(2) 東畑精一『協同組合と農業問題』四九頁。

(3) 前掲書、二二〇～二二九頁。

(4) ついでにいえば、ほとんどの協同組合主義者は協同組合が被圧階級たる農民の組織であり運動体であるという面を強調し、したがってそれは農民にとつての解放運動でありうるし、またあらねばならぬという論理以前の信念をもっているようである。これは方法論上の特徴というより議論の姿勢の特徴というべきであろうが、このことも協同組合主義

者の分析上の立場の客観性を弱め、その分析をやがめる結果になったのではなからうか。協同組合主義者の善き意志に基づく姿勢が、悪しき結論をもたらす結果を生んだという点はわれわれのつねに心すべきことではなからうかと思われる。

(5) 近藤康男『協同組合原論』四四～八頁。

(6) 前掲書、三～九頁。

(7) 伊東教授のいわれる主体的条件は、資本の搾取による労働者ないし農民の相対的窮乏化に対して、労働者や農民が生活の内部から合理化することによって対応しようとするところに生み出されるものであって、ここでいうものと異なっている。搾取に対する対応策という形でとらえれば、それはどの階級社会でも存在しうる超歴史的なものになってしまふであらう。問題はそのような対応組織が構成員にいかなる条件が成立したとき一つの結合組織として確立しうるかという点なのである。

(8) こうみてくると井上教授が協同組合は農民層分解にいかなる影響を及ぼすか、それは小生産を資本主義化するのに役立つかと問題を提出されたことは、ことの順序を誤まったものというべきであらう。協同組合が成立するのは小農が小農として存続せざるをえなくなった時期に入ることだからであり、内部に分解の動きをふくみつつもそれが順調に資本家と賃労働者へ転化しえない時期にのみ成立の条件を与えられるものだからである。

(9) この点をはじめて指摘されたのは大内教授である。本稿の分析方法およびとりわけ協同組合成立の外部的条件の分析は同教授の『肥料の経済学』、東畑・宇野編『日本資本主義と農業』第二章第五部から多くの示唆をうけている。

(10) 前掲美土路論文。

(元)

(元所員、現農林経済局統計調査部調整課)